

Zenkoku Aozeiien

森岡執行部集大成!!

主月税連

176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190

July.15.2021 No. **187**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 _____ P.3~4

我慢の年度 _____ 会長 森岡 崇

各部長一年間を振り返って _____ P.5~8

日税連との懇談会 _____ P.9~14

日本税理士会連合会執行部との懇談会 — 広報部長 木下 晃良

法対策情報 _____ P.15~16

法対策部より活動報告 _____ 法対策部部长 富川 和將

会長退任挨拶

我慢の年度



会長 森岡 崇

全国青年税理士連盟の皆様こんにちは。平素は当連盟の活動に多大なご協力とご理解を頂き感謝申し上げます。昨年のおおに開催されました定時総会において第54代会長に就任し、早くも1年が経過しようとしています。前事業年度末から新型コロナウイルスにより、当連盟の活動も多大な影響を受けました。例年開催されていた事業もほとんどが中止になり、理事会も対面での開催が不可能となりました、その中で我々の出来る事を精一杯するという思いでした。その1年間の年度報告をさせていただきます。

税理士法改正

「次期税理士法改正に関する答申」が公表されてから1年程が経過した今年度、日税連理事会において「税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、経済社会情勢の変化を踏まえ、申告等における電子情報処理組織を使用する方法の積極的な利用、就業形態の多様化への対応その他の取組を通じてその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。」として税理士法第2条の3が次期税理士法改正要望書（案）に突然追加されまし

た、これを問題と捉え、しっかり議論し意見書を提出しています。

また税理士業務について、昨今、節税効果をうたう多様な商品があり、それに伴い偏った情報のみを開示した結果、納税者が誤った判断に誘導され、納税者の利益が損なわれるという事象があり、これに対しても意見書の作成を行い、日税連へ提出をしています。

日税連執行部との懇談会では、次期税理士法改正は令和4年度の税制改正大綱に記載され、令和4年度に国会審議されるという段取りであることから、これからの議論も活発になると思われます。前述したようなものほとんど議論されなまま通過するということがないように、今後も注視が必要で

税制改正

税制の基本である「公平・中立・簡素」を基本とし、主権者である国民が納得できる租税制度、公平な税制の実現を目的として、今年度も税制改正意見書を日税連執行部に提出しました。

特に消費税について、消費税の複数税率制を廃止すること、今年度よりインボイス制度の適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が始まることもあり、適格請求書保存方式について議論し意見しました。その他についても多岐にわたり議論し意見しました。

消費税についてはインボイス制度が令和5年10月から導入されることが予定されており、複数税率も含めて継続して議論する必要があります。

納税環境整備

マイナンバー制度について、平成25年にマイナンバー法が成立し、平成28年1月から個人カードの交付が開始されました。マイナンバー制度は、元々社会保障・税番号制度で社会保障と税にのみ適用される制度でしたが、すぐにその利用が拡大されようとし、また安全管理措置が不十分であること等から当連盟では反対の立場をとっていました。しかしながら利用開始から現在まで、コンビニエンスストアでの住民票等の発行等、また将来においては、医療と紐づけて、災害や事故があった場合にマイナンバーで管理

し、国民生活の安全を図る利用方法も導入される予定です。こういった事から、当連盟が現在でも本当に反対でも良いのかという思いで、マイナンバー制度について議論しました。結果、基本スタンスは変わらず、今後とも注視していくという事で落ち着いています。

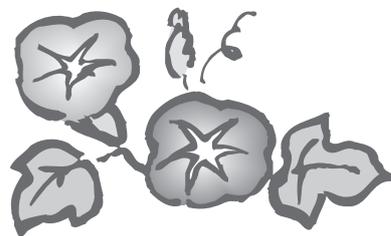
おわりに

今年度は新型コロナウイルスの影響により、行事という行事が出来ないままという一年でした。理事会や各部会もほとんど

webによる開催となり、十分に議論が出来ませんでした。

次年度以降は、新型コロナウイルスも落ち着き、普段通りの生活が戻る事を願っております。

最後となりましたが、当連盟活動にご協力を頂きました会員の皆様、大変な状況下でも最大限の力を発揮して頂いた執行部の皆様に感謝申し上げますとともに、退任の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。



一年を振り返って



総務部

部長 高橋 紀 充
(東京)

本年度、総務部長を務めさせていただきました東京青税の高橋紀充です。コロナ禍において急遽の理事会会場の変更やZoom併用による当日の機材調整等々で、関係者のみなさまには多大なるご迷惑をおかけいたしました。皆様の温かいご協力のおかげでなんとか運営することができました。本当にありがとうございました。議事録はつつい遅れがちになりましてご迷惑をおかけしました。

2020年前半(三谷執行部下半期)が、コロナウイルスの影響により理事の参集ができませんでしたので、2020年後半(森

岡執行部上半期)は、できるよう参集を心掛けました。社会状況を注視しつつ、2回目の緊急事態宣言(令和3年1月)が出される前に、会場・Zoom併用で4回開催できたことは、何よりでした。一方で、例年の活動である韓国税務士考試会総会出席のための訪韓、日税連執行部との日税連会館での懇談会、国会議員会館での議員陳情を森岡会長や他の執行部と一緒に活動できなかったことは残念でした。やはり、“全国”青税ならではの、という活動がないと、少し寂しい感じも致しました。

任意団体である青税は、志を

同じくした仲間同士の人的集合体です。粛々と例年の行事をこなしていけばいいというものでもありませんし、個人の自由で勝手に動けるものでもありません。コロナウイルスが、青税の原点を炙り出してくれているように思います。

団体としての活動はまだまだ難しい舵取りになると思います。次期執行部に期待をし、総務の襷を渡したいと思います。定時総会まであと少しですが、森岡執行部を最後までよろしくお願い致します。1年間、どうもありがとうございました。



経理部

部長 山田 暁 久
(近畿)

1年間経理部長を仰せつかりました近畿青税の山田です。業務自体前任の酒井さんが丁寧に教えてくださり、過去のマニュアルもしっかりしていましたので、こんなへなちょこの私でも何とか1年間やりきることが出来ました。これも会長、副会長をはじめ各部長、各委員長、理事、各単位青税の皆様のご協力の賜物です。本当に1年間ありがとうございました。

就任当初は、とんでもない業

務量になるのではないかと、仕事が出来ないのではないかと心配になりましたが、正直なところ想像よりは取引量は少なかったです。これもやはりコロナ禍の影響により事業が実施出来なかったからと考えると、非常に悲しいです。ただ、事業が実施出来なかったので資金は増えていきますので、将来に備えつつ次年度では是非とも盛大に事業を実施して頂きたいと思います。その暁には、私も参加して大い

に盛り上がりたいと思います。

最後になりますが、事務局の山縣さんには小口現金の管理、請求書等の取りまとめ等の日々の業務にご尽力して頂き、大変お世話になりました。間違いなく、山縣さんがいなければ経理はもちろん、様々な業務に多大な支障が出ていました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



研究部

部長 前田 信哉
(神奈川)

研究部長を一年間務めさせていただきました神奈川青税の前田信哉です。昨年度の三谷執行部の際に、従来のシンポジウムに代わる研鑽事業を夏の全国大会の際に行うことを理事会で決議しました。その記念すべき第一回目を研究部主催で開催することになりました。基調講演には元全国青税会長で、現在は日税連の制度部長である市木雅之氏による基調講演と税理士法に関するパネルディスカッションを開催する予定です。

また、来年度以降については、今までのシンポジウムと同様に各単位青税による発表を行う予定です。例年と違うところは、9月～12月を論文作成期間、4月～8月を研究発表準備期間としているところです。各単位青税の事業年度を跨ぐ形になるので、実際の運用はやってみないとわからないところも多々あるかとは思いますが、この研究活動が各単位青税の更なる研鑽活動となることを期待しています。

コロナ禍で、実際に理事会等で集まることは少なくなりましたが、今年度の研究部は毎月一回 Zoom による部会を開催しました。一年間支えてくださった副部長はじめ、部員の皆様にはこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。



組織部

部長 酒井 哲也
(埼玉)

一年間、組織部長を担当させて頂きました埼玉青税の酒井哲也です。組織部としては、前期まで新しい全国大会やシンポジウムの開催方法についての議論がメインでしたが、一定の結論を得られましたので、この一年間は、原点に立ち返って全国青税の組織力の強化に取り組んで参りました。

昨年12月に開催した組織部会では、各単位青税より、新入会員の獲得方法、会員の青税行事の出席率向上方法、幹部の育

成方法について、発表をして頂き、それに対して質疑応答を行いました。コロナ禍により、以前と同様の活動が出来ない中で、オンラインを活用したイベントなど、各単位青税で工夫して活動している事例発表があり、こういった情報を共有することは、今後の活動に向けて非常に参考になるのではないかと思います。また、一部の単位青税において開催した認定研修について他の単位青税の会員も受講できるようにして頂いたり

全国青税ならではの取り組みも見られました。こうした活動も青税の魅力を高めていくことに繋がるものと思います。

一方、全国青税未加入の団体との交流については、情報収集にとどまり、具体的な活動をすることが出来ませんでした。

今後の全国青税の発展を願いつつ、次期組織部長にバトンを渡したいと思います。一年間ありがとうございました。



厚生部

部長 河合基裕
(岐阜)

一年間、厚生部長を務めさせていただきました岐阜青税の河合基裕です。就任のあいさつから、はや一年が経ちました。

厚生部は、理事の懇親と慶弔の手続きが主な仕事です。特に、前任より理事の懇親を図ることが最大の仕事であり、「理想の懇親会」を目指しなさいとの指導を受けて、引き継ぎしました。しかしながら、コロナ禍の影響で、結局、現地に赴くことができず、懇親会を現地で開催することができませんでし

た。Zoomでの懇親会もなかなか開催できず、理事同士の親睦が図れなかったのは、反省しています。

通常の活動ができることが幸せであるということを感じるとともに、税理士としてのあるべき姿を考える良い機会になったと思っています。

今後も全国青税の活動に参加したいと思っています。コロナ禍が終息した際には、現地で皆さんとお会いしたいと思っています。

引き続きよろしく願いいたします。



法対策部

部長 富川和将
(近畿)

1年間法対策部長を務めさせていただきました近畿青税の富川和将です。今年は昨年2月に始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、会場への参加型による部会が開催できず、また私が電子会議システムの取り扱いや、部長職に不慣れであったため、会議の進行や議案の議論、議案書の作成に各委員長はじめ部員の皆様には大変ご苦勞をおかけしました。

法対策部の活動報告につきましてはこの後に記載致しますの

でここでは割愛させていただき、私の感想を述べさせていただきます。

この1年を振り返り思うことは、やはり全青税はみんなが現地に集まり、侃侃諤諤の部会及び理事会を行い、理事会終了後の懇親会では喧喧囂囂の楽しい親睦を行うことにより知識を深め、絆を深めてより強い組織へと成長していくのだなと感じました。

まだまだ終息の様相は見えませんが、ワクチンが有効に働

き、全青税が本来の活動ができるようになることを願っております。

この1年皆様のご協力により何とか乗り越えることが出来ました。本当にありがとうございました。



国際部

部長 伊藤 美穂
(東京)

この1年間は多くの方々に助けて頂き大変感謝しております。Zoom 会議開催の際には、右も左も分からず高橋総務部長には細かい事までサポートして頂き、また部員の皆様にはいろいろとご無理を申し上げたにも関わらずご協力頂きました。その他国際部に携わって下さいました皆様にも心より御礼申し上げます。

さて、この原稿を執筆している今現在もコロナ禍真っ只中でありまして、先日は雇用調整助

成金の特例措置を延長するとの発表がありました。

新型コロナが終息した際には、これまでのダメージを回復させるために税や保険料などの在り方も大きく変わってくるかもしれません。想像するだけで少し怖い気もしますが、今後避けては通れない世界中の国々が抱える大きな課題になるかと思えます。そしてこのような時期だからこそ、私達税理士一人ひとりが税制について真剣になって考えていかなければならない

のかもしれませんが。

昨年は韓国税務士考試会との直接の交流は残念ながら叶いませんでしたが、これからは益々今以上に他国から多くの事を学ぶ事が重要になってくるかと思えます。

新型コロナが終息して1日でも早く元の生活に戻れることを願いつつ、次期国際部長へバトンを渡したいと思えます。



広報部

部長 木下 晃良
(名古屋)

本年度、広報部長を務めさせていただきました名古屋青税の木下晃良です。広報部では、広報誌「青税連」の発行と、理事会の様子を各単位会の方に執筆していただき、全青税 HP 上のブログへの掲載を行いました。これまでのような現地に大勢集まったの理事会ができない中、臨場感溢れる素晴らしい記事を執筆していただきました。執筆者の皆様、大変ありがとうございました。

今年度は、新型コロナウイルス

の影響により、例年行われていた行事を残念ながら行うことが出来ず、広報誌に掲載する記事も少ないものとなりました。そのため、例年は広報誌を年3回発行していましたが、今年度は2回の発行となりました。

早く以前のように賑やかな行事が開催できることと、今後も皆様に広報誌とブログを楽しみにしていただけることを願いつつ、次年度に引き継いでいきたいと思えます。

日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和2年12月4日（金）日本税理士会館

広報部長 木下 晃 良

令和2年12月4日金曜日、Zoom会議において、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは、神津会長、太田副会長、足達専務理事、石原専務理事、高橋専務理事、市木制度部長が出席しての開催となった。

今年度のテーマは、税制改正、テレワーク、納税者権利憲章、税理士試験制度、税務支援、となった。以下はその要旨である。

字数の制限により要約・意識をしているところがある旨をご容赦いただきたい。

神津会長：当初は対面で行う予定であったが、新型コロナウイルスの第三波の影響により、急遽 Web 会議に切り替えていただいた。日税連では確定申告期の直後から正副会長会や理事会や各部会をほぼ Web 会議でやっている。今日まで対面会議とほぼ変わらない活動ができているのが救いである。本日も ICT を活用することで、このような立派な会議を簡単に開くことができている。このような技術がある時代において、新たなテーマが見つかるのではないかと思う。

日税連では、税理士法改正について、ICT 化に向けての取り組み、税理士試験制度の改革、税理士法 2 条の改正について、日税連の三本の柱として取り組んでいる。

忘れてはならないのは、ICT や AI は使うものであって、使われるものではない。その中心にいるのは税理士制度である。人間の税理士がいるからこそ税理士法が成り立っているという基本コンセ

プトを大事にしていきたいと思っている。

森岡全国青税会長（以下「森岡」）：本日はコロナ禍の中、例年通り開催していただき感謝している。昨年、税理士法改正に関する答申が出され、令和元年 10 月から消費税の軽減税率も始まった。令和 4 年税理士法改正の国会審議を目指しているということで、平成 13 年の税理士法改正から平成 26 年改正までは 13 年であったが、今回は 8 年後の改正となり、前回の改正よりもスパンが短く、良いことだと感じている。税制改正のように、毎年改正されるのが理想だと思っている。

令和 3 年度の税制改正に関する建議書について

高橋専務理事：令和 5 年 10 月から導入が予定されている適格請求書等保存方式について、行政手続コストの削減の方向には逆行するのではないかと、あるいは事業者、税務官

公署の事務に過度な負担を生じさせることにはならないかという視点から、その見直しを要望している。特に新型コロナウイルス感染症の拡大により、危機的な経済情勢下にあるということや準備期間等を考慮すれば、少なくとも凍結ないし延期すべきであるという要望を出している。

消費税制の簡素化を図るため非課税取引の見直しによる計算の平易化を挙げている。非課税取引については、消費税の課税になじまないものだけでなく、社会政策上の配慮から非課税になっている項目もあるので、簡素を旨に見直しを図れないかという要望である。

消費課税については、個別要望項目の中でも、消費税の軽減税率の廃止、単一税率に戻すということ、また基準期間制度の廃止、小規模事業者に対する申告不要制度の創設、また簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げて設備投資に対する別枠の控除を認めることなども併せて要望建議

項目で挙げている。

消費課税について日本税理士会連合会から出した令和3年の建議書の内容については以上である。

適格請求書等保存方式について

高柳税制対策委員長（以下「高柳」）：適格請求書等保存方式は、事業者にとって多大な事務負担を強いる制度になっている。また、行政側においても、調査すべき項目が多く、行政コストが増加することは明白である。

日税連の令和3年度建議書においては、適格請求書保存方式を見直すことという表題で挙げられているが、我々としては廃止を求めるべきではないかと考えている。

昨年我々と貴会との懇談会で複数税率に関する質問をした際に、一丁目一番地として複数税率の廃止とインボイスの廃止を訴えているという趣旨のご回答をいただいたが、建議書では廃止ではなく見直しというところにとどまっている状況である。廃止も含めた見直しを求めていくと述べていただきたい。

高橋専務理事：インボイスについて事業者の登録が開始しようとしている中で、法律に対応しなければいけないというのが我々税理士の使命であるので、主張は主張で当局とも話をしている。細かいものまでインボイスを発行しなければいけない規定になっているので、簡略化できないかとい

うことについて話をしているところである。引き続きこの要望については上げていきたいと考えている。

単一税率についても、軽減税率が導入されている中で重要建議項目には入れていないが、引き続き単一税率に戻すことについてもこの建議の中に入れていたので、ご理解を賜りたい。

インボイスについては、デジタルライゼーションが急速に進んでおり、デジタル化をされていくのが大きな流れではないかと思うが、青税の先生方はどのように考えているか。

高柳：韓国は国税当局にデジタルデータ通信でインボイスの情報が全部落ちてきて、それに基づいて納税が行われる制度である。

日本の事業者がすぐ対応できるかと言われれば大企業などは対応が可能なのかもしれないが、中小企業にもIT化を押し付けるというのは厳しいと思っている。

制度を導入しようとしている国側が納税者の皆さんに大変になることを伝えるべきだと思うが、日税連あるいは税理士会で事務作業についての動画等を作成し、納税者の方に大変さを伝えていただきたい。それで大変だということが伝われば、国民の方からも導入反対の気運も高まるのではないかと考えている。

高橋専務理事：条件項目の中には少なくとも延期をすべきであると書いてあり、行間をお

読みいただくと気持ちは変わらないと思うので、引き続き各方面に働きかけをして主張していきたいと考えている。

高柳：日税連以外の士業団体や経済団体においても、導入反対あるいは見直しを求める声が上がっていると思うが、これらの他団体と連携して、政府に対して制度の改正、変更、見直し、廃止を求めていくという考えはあるか。

高橋専務理事：日本税理士政治連盟と一緒に政治家に働きかけをしている。これが基本スタンスということだと思う。納税者の身近にいて我々が税制そのものを普段業務としているので、その中で様々な声を聞いているという事でご理解をいただければと思う。

年末調整制度について

高柳：平成30年から令和2年にかけて年末調整の計算方法が大きく変わっている。基礎控除の変更が一番大きく、書き方がわからないという声をよく聞いた。

また年末調整は所得の見積額で計算するため、配偶者控除、配偶者特別控除、そして基礎控除が、後々変わる可能性がある。このような複雑怪奇な計算方法になった年末調整制度は、廃止をして確定申告をすればいいのではないか。電子申告も進んでいるし、国税庁の確定申告書作成コーナーも以前より使いやすいものになっている。さらに、令和元年分からはスマー

トフォンでも確定申告ができる。年末調整制度の廃止に関して日税連はどのような考えか。

高橋専務理事：昨年、日本税理士会連合会の税制審議会で源泉徴収制度のあり方について研究した。年末調整を廃止することも一つの選択としてあると考えている。問題点は、年末調整だけで税の事務が完了する方が多数おられる中で、税務行政が受け入れる事が出来るのかという課題があるので、引き続き検討していきたいと思う。

神津会長：年末調整から基礎控除については青税の意見に賛成である。所得がある程度を超えると基礎控除が無くなってしまいが、財政のために基礎控除を外していいのかという問題がある。高額所得者から税金を徴収するという方向にはある程度賛成はするが、やはり本当にそれだけでいいのかと思う。基礎控除の記載の様式については、自分も政府税制調査会の一員で色々と発言してきた。年末調整を廃止して確定申告に変えたいと思うが、段階的に日税連では年末調整は選択制にすることを提案している。障害者控除などのセンシティブなものについて、会社に全部申告すればいいというものではないということもある。

税制審議会で年末調整の必要性和確定申告の必要性を論文で出している。金子宏先生が主任の論文なので、影響力があると思っている。今後コ

ロナで欠損した財政をどのようにしていくのか、ある程度の増税は覚悟していかなければならない。方向性は青税と一緒にだが、行政と連携を取って進めていく必要がある。

テレワークについて

阿部税理士制度対策委員長（以下「阿部」）：貴会の業務対策部から、コロナ感染防止対策版としてのテレワークと税理士事務所のあり方についてFAQが出ている。

答申では臨時的に自宅で税理士が税理士業務を行うことは二箇所事務所禁止規定には抵触しないという回答になっていたが、この臨時的というのはその災害下の移動制限がある場合の臨時的ということか。それとも夜間休日に自宅でやることも構わないという意味か。

市木制度部長：答申を昨年出してテレワークについては一旦整理をした。その後技術がさらに進んでいることと、コロナがあったことによって、一気に身近になったというのが今の状態なのではないかと思っている。税理士としては自宅で業務をすること自体を何も排除しているわけではない。税理士法の40条には税理士業務を行うための事務所を設けなければならないと規定しているのであって、事務所でのみ業務を行うべきと言っていないというところに特に着目して、誤解を生まないように出されたのが現在の指針であると理解している。

今は対面を避けることを前提としていると思うし、ある程度類推される臨時としては、たまたま家に仕事を持ち帰ることや関与先で仕事することを前提としているのが今の業務対策部のものだと理解している。

阿部：テレワークは社会的にも税理士業界でも普通になっていくと思う。それを今回の税理士制度改正では整理をすると考えてよいか。

市木制度部長：整理をする方向に考えないといけないと思っている。恒久的に捉えるのかということについては、リアルな事務所を設置しておきながら一切そこに行かないことが常態化することまでは臨時的なものには含めていないと理解している。平時に入ったにもかかわらずリアルな事務所に一切行かないとすると、事務所というのは一体どこを指すのかという問題が発生すると思っている。コロナが終息してからは新たな形が始まると理解している。

その際に使用人監督義務が達成されているのか及び秘守義務が達成されているのかを重要視すべきと考えている。

阿部：使用人の管理監督や守秘義務が守られている状態について、具体的なケースは出るか。

市木制度部長：今の段階では回答できるものはない。実際に業務を行われている会員のコンセンサスを得ることができ

るのかこれからの議論になるが、恐らく出す必要が出てくると思っている。

石原専務理事：現行の通達 40-1 のどこが弊害になるかと議論した上で、議論を進めようとしているところである。業務対策部は元々業務に関するガイドブックを出しているの、そこを見直すのか、または改めてテレワークに関して整理した方が、会員が理解しやすいのではと議論をしている。

税理士試験について

阿部：公認会計士の修了考査について、税理士試験と同等レベルを担保するということが注視するということがあったが、実際に注視されてどうだったか。日税連としてはどのように評価しているか。

市木制度部長：前回の平成 26 年改正を経た後の公認会計士試験の合格者は、平成 29 年度試験からだと思うが、修了考査に向けた実務補習の時間の短縮を受けていない一般的に一番多い塊の人たちは、実務補習の 3 年間を経過した今年の年末の修了考査からだと思う。

試験制度あるいは税理士資格取得の条件に関しても、公認会計士を含めて税理士試験の合格者として組み入れるべきではないかという議論はずっと制度部ではしているが、前回の改正から新制度に入った公認会計士がまだ出てきていないので、ここについ

ては確認していきたいと思っている。

阿部：次期の税理士法改正の中に税理士試験を合格したものを原則とするという改正項目があったので、是非進めていただきたいと思っている。

税理士試験の受験資格緩和について、若年者層の受験者数を増やすことも必要かと思うが、社会人経験を経てから税理士試験を受けたいと思った時にすぐに受験が可能になる制度も必要だと思っている。

市木制度部長：ICT が進んでいる状況で、その分野に理解のある人材に来ていただきたいとなると、法学部や経済学部でいいのかという議論にもなるし、高卒であっても十分資質がある方もいると思う。

税理士試験に対するファーストタッチを早いタイミングで提供したいというのが今回の肝であると思っている。その一方で受験資格要件にも意味があって、税理士試験というのはテクニカルな知識やスキルを問われる試験内容になっているので、社長と話すことや一般的な素養や教養を検証するというのは税理士試験の中に見当たらない。そのために受験資格要件が設けられていると思う。

相対的に 20 代前半の合格率が高いので、そういう方には早い段階で受けていただきたいと思っている。

富川法対策部長（以下「富川」）：社長と対等に話す素養

が必要だという話であるが、小学生が全経上級をとって税理士試験を受けようとしていた。そういう人でも受験資格が取れてしまうと矛盾が生じるのではないかと思うが、今後受験資格から外す考えか。

市木制度部長：（税理士登録は 20 歳まで登録ができないため）登録までを一つの試験だと考えるべきだと思っている。

富川：受験資格は果たして必要なかと思っている。税理士試験によって計算であったり忍耐力であったりは養われるし、実務経験が 2 年なので、その中で社会に出て税理士としての必要な素養というのはまかなえるのではないか。また、合格率は若い方が高いということだが、日商 1 級や全経上級からやらないといけなとなると、やめる方もいると思う。

市木制度部長：社会人になって 1 級から入らないといけなというケースは、今後拾っていききたいと思っている。大卒だが、理系で法学や経済学を修めていない方の受験は資格要件を満たしているともみてもいいと思う。受験資格要件の緩和は、完全撤廃を議論したこともある。緩和の方向に進んでいるとご理解いただければと思う。

森岡：魅力のある税理士というものを伝えたいと思う。そこまでやってでも税理士になり

たいという人を増やせたら理想だと思っている。

市木制度部長：今現在の税理士試験受験者は10年前比較で4割減っている。25歳以下に関しては6割減っている。

後輩の税理士がどんどん生まれてほしいという思いは全国青税の皆様も持っていると思うし、これからの次代を担う税理士に受験をしていただくためには、いろんなアプローチが必要である。その中の一つが試験制度と受験資格の緩和で、考えている中の一つがまずこれだのご理解いただきたい。

森岡：租税教室で高校生に我々は社長と話をすると言っても、皆全く興味がない。もっといろんな方に魅力ある税理士として伝わっていくようにしていただければと思う。我々も頑張ろうと思っている。

納税者権利憲章について

阿部：貴会は納税者憲章で制定を進めているが、納税者権利憲章がふさわしいのではないか。権利を外したのはなぜか。

市木制度部長：税務調査に必要な手続きについては国税通則法で整理された。不服申し立てに関しても整理されている。

1条に納税者の権利を入れることについては、国税通則法の改正があれば一気に変わる可能性はあると思うが、1

条をどう変えていくというのは毎回税理士法改正の時には一丁目一番地で議論すべきだろうと思っている。1条の改正については納税者の権利を抜いているわけではなく、納税者の権利を含めて常に議論されると思っている。

税務支援について

亀川納税環境整備委員（以下「亀川」）：確定申告期間の税務支援について、中止もしくは任意の参加にするなどの統一の指針を日税連で示すことができないか。また人数集めが大変な状況なので、税務支援の手当水準を上げることは考えられないか。

足達専務理事：一番考えなければいけないのは各地の事情が違うことである。日税連が一律に中止の指針を示すのは全国の望むところではないと考えている。

報酬については我々が決めているわけではない。毎回、予算的に非常に厳しいと回答を受けている。

亀川：来年の確定申告がどうなるかまだ情報が入ってきていない。早い情報の開示を要望したい。

足達専務理事：全国の税務支援対策部に対して早急にアンケートを取っている。国税庁では第三波を受けて申告期限の延長の決定までは至っていない状況である。

担い手探しナビについて

亀川：中小企業の経営者が非常に高齢化しており、2025年までに650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性があると言われていると指摘されており、高い事業承継ニーズがあると思う。担い手探しナビの現状の運用の状況とこれからどのように運営されていくか方針を聞かせていただきたい。

石原専務理事：担い手探しナビの登録者数は11月27日12時現在6,277名である。全国の会員数に対する割合は7.9%と決して高くない。各会及び各部会において積極的に案内をしている。

会社の登録件数は、譲り渡したい方は92件登録されており、譲り受けたい方は114件登録されている。累計の成約件数は10件と聞いている。法人の登録事項については、常に部内で検討を行っている。

亀川：税理士が多忙であったりM&Aに関する知識が不足したりしているので、無料であっても使いづらい現状があると思う。有料でもいいので、日税連として専門の税理士や職員を置くことや、中小企業庁などと連携して事業承継をビジネスとして展開していくことは考えられないか。

石原専務理事：税理士会は強制入会団体であり、税理士法上の特別団体であり、税理士の指導連絡監督をするための団

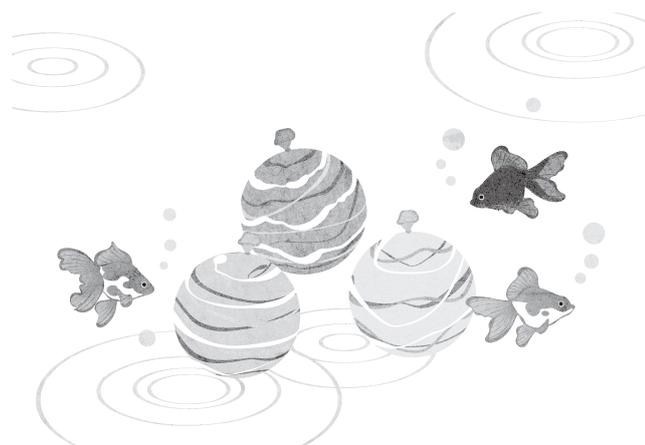
体であるため、組織的に難しい。

その場合は別団体を作らざるを得ないが、そうするとそれなりの報酬が生じるため、民間のM&A会社とあまり変わらなくなる。高額になると中小企業のM&Aや事業承継がうまく進まないということで、担い手探しナビを作っている。

周知については、マルチメディア研修の中にサイトを設けて、中小企業の事業承継に関する手順などの研修ビデオをアップしている。中小企業庁や各地の事業承継支援センターと連携しているし、契約

にあたっては各地の弁護士会と連携している。各支部各会マルチメディア等を通じて積極的に周知しているので、ぜひ周りの先生にも必ず登録してご利用していただきたい。分からないことは問い合わせしていただければ各税理士会の窓口からご案内をさせていただきますと思うので、ぜひご利用ご活用いただきたいと思う。

足達専務理事：これにて懇談会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。



法対策部より活動報告

法対策部部长 富川和将 (近畿)



はじめに

2020年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：阿部圭子会員／東京）、税制対策委員会（委員長：高柳律彦会員／神奈川）及び納税環境整備対策委員会（委員長：亀川貴之会員／千葉）の3つの委員会を設けて、主に「主権者である国民が納得できる租税制度の実現」「公平性が保たれる税制の実現」及び「未来を見据えたあるべき税制」に向け議論を交わし、意見書の提出などの活動を行いました。

ここでは、原稿執筆時点までこの1年を通じて行った活動について、私見も交えて報告いたします。

なお原稿執筆時点において、提出を検討し法対策部会において議論しているものがありますが、議論の上、理事会の承認を得ることができ、提出が叶いましたら提出した意見書として全青税HPおよび議案書に掲載されていますので、そちらをご確認いただければ幸いです。

1. 税理士法第2条の3草案に関する意見書

日税連の理事会において執行部から『(税理士の業務の改善進歩の努力) 税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、経済社会情勢の変化を踏まえ、申告等における電子情報処理組織を使用する方法の積極的な利

用、就業形態の多様化への対応その他の取組を通じてその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする』について税理士法第2条の3として税理士法に追加することについての議論が行われたとの情報を入手したため、まずは税理士の業務範囲を規定している第2条に、税理士に対する努力義務である本草案を含めることは適切ではないとし、これに反対をするべく意見書の作成を行い、日税連へ提出をした。この内容については今後引き続き日税連において議論されると思われるため、次期執行部においても引き続き注視していただき、適宜意見をさせていただくよう引継ぎを行う。

2. 税理士業務の周知に関する要望書

昨今、金融機関、生命保険会社、不動産会社、FPなどが、節税効果をうたって多様な商品の販売・仲介を行い、それに伴う個別具体的な相談や税額計算を行っているケースが見受けられ、また販売をするために偏った情報のみを開示しているケースもあり、納税者が誤った判断に誘導されることにより納税者の利益が損なわれるため、これに反対をするべく意見書の作成を行い、日税連へ提出をした。なお有名FPによる増税時代を生き抜くための税金セミナーと銘打って、税金の基本から対策まで、さらには個別相談まで受

け付けているなど、明らかに税理士法違反となる広告がSNSに多く出回るなど、堂々と宣伝されている。納税者が誤った判断を起しかねないため、次期執行部においても引き続き注視していただき適宜意見をさせていただくよう引継ぎを行う。

3. 税制改正に関する要望書

2月16日、日税連に令和4年(2022年)度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は高柳律彦委員長を中心に、8月の拡大法対策部会から具体的な議論をはじめ、まず前年度の議論の進め方についての意見及び本年度の議論の進め方について意見を出し合った。理事会では3回の協議を経たのち、審議承認されて完成した。「公平・中立・簡素」を基本とし、主権者である国民が納得できる租税制度、公平な税制の実現、未来を見据えたあるべき税制の三つの視点をもとに、全税目に関して網羅的に意見書を作成した。前年度と同様に、要望書は重点項目(8項目)と一般項目を区分する方式を採ることで、強弱をつけた構成としている。特に議論すべき項目を重要的に議論する形式を採ることで、メリハリのついた議論を行うことが出来た。今年度の要望書は、昨年に引き続き、消費税の複数税率制を廃止することと、令和3年10月から、インボイス制度

の適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が始まることもあり、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）を導入しないことについて議論を行い、複数税率制の廃止については、廃止後の税率を8%とするか10%とするかについて意見が分かれたが、最終的には税率については決め打ちをせず、複数税率制度は廃止し、単一税率とすべきという文言でまとまった。また適格請求書保存方式を導入しないことについては、そもそもこの制度を廃止とすべきか、それとも現時点においては延期をすべきとするか意見が分かれたが、最終的には適格請求書保存方式について即刻廃止すべきとの文言でまとまった。

今年度の税制改正要望書の作成にあたっては、おそらく全青税が始まって以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、部員が会場へ参集しての議論ができず、Zoomを利用しての議論となり、高柳委員長には大変苦勞をお掛けしたが、税制すべての項目について、網羅的に検討し、これまでの意見の再検討や、新規項目の追加などを行った。

4. 日本税理士会連合会との懇談会

12月4日に日税連執行部と

の懇談会を開催した。今年度は日税連との懇談会についても、例外なく新型コロナウイルス感染症の影響を受け、Zoomを利用した懇談会となった。事前に質問事項を準備し、当日午前中に全青税執行部、単位青税代表等がZoomにより集合し打合せを行った。懇談会自体についても全青税執行部、単位青税代表等は各自任意の場所での参加となり、懇談会中に相談を行うことが出来ず、各委員長は苦勞をしたと思われる。また例年と異なり、日税連側から現在検討されている内容についての説明がなされ、それについて質問をされるという例年と真逆となる形式でスタートするというハプニングはあったものの、途中で軌道修正を行い、懇談を行った。懇談内容については広報誌の日税連懇談会の記録をご覧いただきたい。今年度は主に既述の消費税の適格請求書保存方式について意見を伝えた。また、税理士試験受験資格について議論を行った。消費税の適格請求書保存方式については、日税連においては、事業者の登録も始まるため、そちらへの対応も行いつつ、見直しを行っていくというスタンスを取っているとの説明がされた。また税理士試験受験資格については、税理士受験者数の増減にも大きく影響を与え

る部分であり、多種多様な能力を有した税理士が輩出できるような制度改正の意見を伝えた。

5. おわりに

今年度の法対策部は新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受け、翻弄された1年となりました。全青税は全国各地の単位青税で組織されているため、今まではその距離が活動の難しさの一因となっていると言われていましたが、いざZoomを活用した部会を開催してみると、今度は議論の難しさを感じることとなりました。やはり会場に集まり行う議論とは意見の量や質といったもので物足りなく感じ、その割に時間は非常にかかるという悪い側面が出てしまいました。やはりしっかりと議論を行うには、議論を行う者同士の繋がりが大きな要素となり、今までのように会場に集まり議論を行い、休み時間や懇親会で親睦を深めることの重要性を改めて感じました。次期法対策部ではなんとか皆が会場に集まり、議論を交わしていただける状況となればと強く願います。この1年私の力不足で皆さんには大変ご苦勞をおかけしたと思います。委員長はじめ部員の皆様には深く感謝を申し上げます。結びの報告とさせていただきます。

あ と が き

前回のあとがきを書いていた昨年10月頃と比べると、ワクチンが開発されて接種が始まり、少しは世の中が明るくなったように思います。完全に元通りとはいかないかもしれませんが、早く以前のように行事が開催できることを願っています。

記事を執筆してくださった皆様、広報部の皆様、そして広報誌・ブログを読んでもくださった皆様、一年間ありがとうございました。

次号からは次年度の広報部の発行になります。引き続きお楽しみに。

広報部長 木下 晃良